令和９年度

課税証明書等の添付書類について

下記の必要書類が区が定める期日まで提出がなかった場合、目黒区私立幼稚園等保護者補助金説明書の裏面、別表【保育料補助金（目黒区補助金+都補助金）月額上限額表】の第７階層に決定します。期日後に、提出書類が提出された場合も階層変更は行いません。

●４月～８月分の補助金算定のために令和８年度の住民税額の確認が必要になります。下記フローチャート図を参考に必要な書類を提出してください。

令和８年１月１日現在　目黒区に住民登録がある

Yes

２０２５年（令和７年）中の収入について住民税申告をしている（年末調整・確定申告等）

Yes

添付書類の提出は不要です

No

生計同一者に扶養されている

Yes

添付書類の提出は不要です

No

住民税の申告をして、令和８年度の住民税課税（非課税）証明書を提出してください。
●住民税の申告方法などは、令和８年１月１日現在に住民登録のあった区市町村にご確認ください。
●２０２５年中の収入がなかった等で、所得税の申告の必要がない方でも、補助金額の算定にあたっては住民税額の確認が必要になりますので、住民税の申告をしてください。

No

令和８年１月１日現在、国内の他自治体に住民登録があった

Yes

２０２５年（令和７年）中の収入の住民税申告をしている（年末調整・確定申告等）

Yes

マイナンバー利用同意書を提出してください。マイナンバーを利用して市町村民税情報を取得することに同意いただけない方は令和８年度の住民税課税（非課税）証明書を提出してください。

No

生計同一者に扶養されている

Yes

No

住民税の申告をして、マイナンバー利用同意書を提出してください。マイナンバーを利用して市町村民税情報を取得することに同意いただけない方は令和８年度の住民税課税（非課税）証明書を提出してください。

No

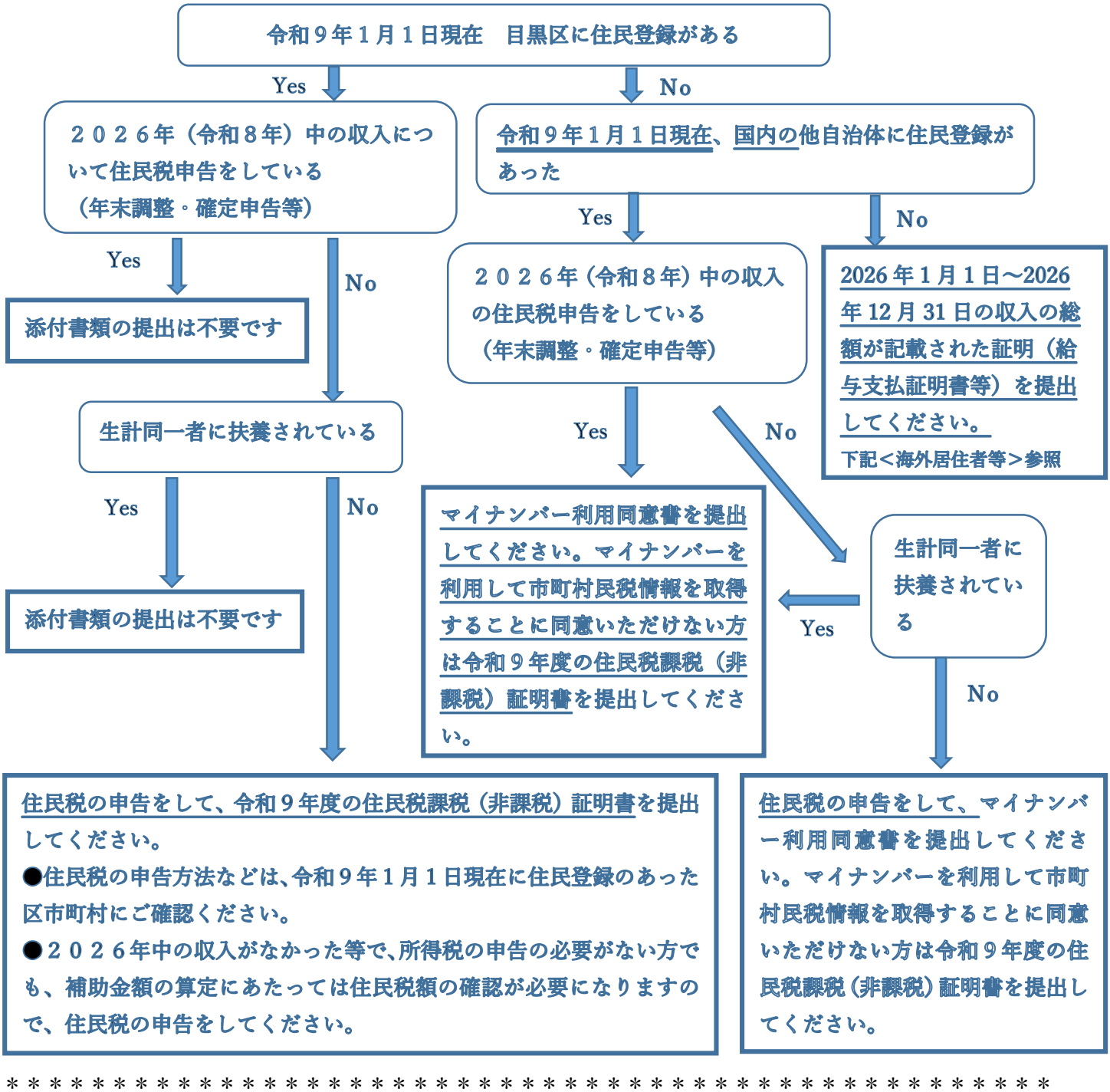
2025年１月１日～2025年12月31日の収入の総額が記載された証明（給与支払証明書等）を提出してください。
裏面＜海外居住者等＞参照

※源泉徴収票や特別徴収税額の決定通知書、納税通知書では確認事項の記載がない場合があるため、必ず課税証明書（控除等の省略がないもの）をご提出ください。

※マイナンバー利用同意書は目黒区のホームページ（ページＩＤ：６０４０）からダウンロードできます。

（裏面へ続く）

●９月～３月分の補助金算定のために令和９年度の住民税額の確認が必要になります。下記フローチャート図を参考に必要な書類を提出してください。



＊＊

★海外居住者等（国外に居住しており収入のある方、国外から転入された方や外国籍の方で住民税が課税されていない方または免除されている方で収入のある方等）は下記の書類をご提出ください。

①4 月～8 月分の補助金額確定に必要な書類

⇒　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日の収入の総額が記載された証明書（給与支払証明書等）

②9 月～3 月分の補助金額確定に必要な書類

⇒　2026 年 1 月 1 日～2026 年 12 月 31 日の収入の総額が記載された証明書（給与支払証明書等）

※会社等から取得してください。**（外国語の表記の場合、翻訳もつけてください。）**

※会社等からの取得が難しい場合は個別にご相談ください

＊＊

添付書類の準備が幼稚園への提出期限に間に合わない（用意できない）場合は、先に申請書のみ提出していただき、添付書類は後日目黒区子ども若者課に直接ご提出ください。

★添付書類を追加で送付する場合、園児の名前・幼稚園名・生年月日も記入の上ご提出ください。